

第四次一般廃棄物処理基本計画の改訂素案について

1. 改訂の理由

本計画は、令和4年度から13年度までの10年間を計画期間としており、概ね5年で中間見直しを行うこととしていることから、今回、施策の内容や数値目標について見直すもの。

2. 改訂素案

資料2のとおり

3. 主な改訂の内容

(1) 施策（本資料 P3～P6 参照）

改訂前	改訂後	備考
第3章 ごみ処理基本計画 — 第4節 具体的事項		
1 施策の体系 基本方針1 3Rの推進 基本施策1 減量化・資源化の推進 施策③ なし	施策③ 食品ロスの削減の推進	現状の取組を追加 （改訂素案 P46） ※目標達成に向けた 施策にも追加（改訂 素案 P53）
3 目標達成に向けた施策 (1)②基本施策2 施策 ワンウェイプラスチックの排出抑制等 （具体的取組） ・現在、本市がもやせるごみとして 回収しているプラスチック製品 について、 国はプラスチック容器 類とともに一括回収する方針を 示していることから、動向を注視 するとともに対応を検討してい きます。	・現在、本市が「もやせるごみ」と して回収しているプラスチック 製品の 分別収集及び資源化につ いて検討します。	プラスチック製品の 資源化に向けた検討 （改訂素案 P53） ※ごみ・資源物の収 集・運搬計画も修正 （改訂素案 P62）
7 ごみ・資源物の処理・処分計画 (3)一般廃棄物処分業許可 一般廃棄物の処理は市の処理施 設において行っています。 新たに民 間処理施設を設置する場合、資源化 を目的とした中間処理施設のみ許 可します。	一般廃棄物の処理は市の処理施 設において行っており、 新たな一般 廃棄物処分業の許可は行いません。 ただし、資源化を目的とした中間処 理施設又は市の処理施設で処理が できないものを適正に処理する中 間処理施設については、この限りで はありません。	市で処理ができない ものに対する対応 （改訂素案 P64）

(2) 数値目標（改訂素案 P58）

改訂前	改訂後	備考
目標 3：最終処分量 24,000 t	目標 3：最終処分量 23,000 t	ごみ量減少のため見直しを行うもの (R7 実績:24,126 t)

(3) その他

改訂前	改訂後	備考
行政区域内人口 計画処理区域内人口 各年度の翌年度 4/1 時点	行政区域内人口 計画処理区域内人口 各年度の 10/1 時点	人口ビジョン及び国の一般廃棄物処理事業実態調査の基準日に合わせるもの (改訂素案 P29・P73)
ごみ・資源物量等 R2 までの実績 R3 以降の推計	ごみ・資源物量等 R7 までの実績 R8 以降の推計	計画策定以降の実績反映及び推計値の見直し (改訂素案 P35-40・P47-50・P59-64)
分別区分や取組などについて、現状に合わせて文言等の見直し		全般

4. 今後のスケジュール

時期	内容
8 年 10 月上旬 ～11 月上旬	パブリックコメント実施（40 日間）
12 月下旬	清掃事業審議会
9 年 3 月	計画改訂

第4節 具体的事項

1 施策の体系



◆図表 3-31 施策の体系



3 目標達成に向けた施策

目標達成に向けた施策を基本方針及び基本施策別に示します。

(1) <基本方針1：3Rの推進>

3Rの推進による資源の有効活用や食品ロスの削減などについて市民・事業者への意識啓発を図るとともに、プラスチックの資源循環への取組を進めます。

① 基本施策1 減量化・資源化の推進

施策	広報啓発の充実と市民団体等への活動支援
----	---------------------

(中略)

施策	資源物の有効活用の推進
----	-------------

(中略)

施策	食品ロスの削減の推進
内容	鹿児島市食品ロス削減推進計画に基づき、市民及び事業者の食品ロスへの理解を深め、主体的な食品ロス削減の実践を推進し、食品ロスの削減を図ります。
具体的取組	◆ 行政 ・多様な分野に関連する食品ロスについて、関係部局が連携し、鹿児島市食品ロス削減推進計画に基づき食品ロス削減に取り組みます。 ・食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、計画的な食材の購入方法、冷蔵庫の食材管理方法などの情報を発信します。 ・食品の売れ残りを防ぎたい小売店とお得に商品を購入したい消費者のニーズをマッチングするフードシェアリングサービスを運用し、食品ロス削減を図ります。 ◆ 市民（市民活動団体） ・食品の購入や調理の方法を改善することなどにより、食品ロスの削減に取り組みましょう。 ◆ 事業者 ・自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、商習慣の見直しなどを行うことにより、食品ロスの削減に取り組みましょう。

② 基本施策2 プラスチック資源循環への取組

施策	ワンウェイプラスチックの排出抑制等
内容	飲料カップなどのワンウェイプラスチックの排出抑制や環境に配慮したプラスチック製品の利用促進及び排出されたプラスチック製品の適正処理に取り組みます。
具体的取組	◆ 行政 ・関係団体との連携によるワークショップ等を開催し、ワンウェイプラスチックの削減の重要性や取組に関する意識啓発を図ります。 ・無料給水施設に関する情報を発信し、マイボトルの利用促進を図ります。 ・庁内で使用する文房具等の物品の調達においては、グリーン購入法適合品から選択することに積極的に取り組みます。 ・排出されたプラスチックごみは、本市の焼却施設やリサイクル施設において適正に処理し、循環利用を図ります。 ・現在、本市が「もやせるごみ」として回収しているプラスチック製品の分別収集及び資源化について検討します。 ◆ 市民（市民活動団体） ・マイバッグやマイボトルなど、ワンウェイプラスチックの使用抑制に取り組みます。 ・プラスチック製品の分別収集について、現計画策定以降に、国においてプラスチック資源循環法が施行（R4.4）されたこと、プラスチック製品の分別収集及び資源化に向けた内部の検討が進んだことから、現状に合わせて、具体的取組の文言を修正 ◆ 事業者 ・プラスチック製容器包装・製品の原料は、再生材やバイオマスプラスチック等の再生可能資源への切り替えに努めましょう。 ・プラスチック製品の製造では、軽量化等の環境配慮設計に努めましょう。 ・使い捨てスプーンやフォークなどの店頭での無償頒布の見直し等により、消費者のライフスタイル変革を促すよう努めましょう。

【ワンウェイプラスチック】

- 通常、一度使用した後に、その役目を終える使い捨てプラスチック

【バイオマスプラスチック】

- 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材

6 ごみ・資源物の収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制

家庭系ごみについては、収集区域は本市の行政区域全域であり、2026（令和 8）年度の分別収集は 18 区分となっています。

現在、本市が「もやせるごみ」として収集しているプラスチック製品の分別収集及び資源化について検討します。

また、今後、資源物の回収品目が増えるなどの事由により、現行の収集・運搬体制での対応に支障が生じることとなった場合、全体的な排出及び回収の状況等を踏まえ、効率的な収集・運搬体制となるよう検討します。

なお、事業系ごみについては、排出する事業者自ら処理施設へ直接持ち込むか、市の許可を得ている一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託し、排出事業者の責任で適正に処理しなければなりません。

（中略）

7 ごみ・資源物の処理・処分計画

(1) 中間処理計画

（中略）

(2) 最終処分計画

（中略）

(3) 一般廃棄物処分業許可

本市施設で処理できず、また現在の許可業者では処理できないもの（塗料、薬品等）があることから、新たに、本市施設で処理できないものを処理する施設を許可対象に追加

一般廃棄物の処理は市の処理施設において行っており、新たな一般廃棄物処分業の許可は行いません。ただし、資源化を目的とした中間処理施設又は市の処理施設で処理ができないものを適正に処理する中間処理施設については、この限りではありません。

【参考】市の処理施設で処理ができないもの

ピアノ 鉄柱（長さ 2m を超えるもの） 大型温水器 農機具 タイヤ コンクリート片
ブロック 瓦 土砂 石ころ LP ガスボンベ 廃油 灯油 塗料 消火器 バッテリー
火薬 農薬 医療廃棄物 劇薬物 など